

## 第2章 消防同意事務審査要領

### 第1節 総論

#### 審査上の留意事項

##### 1 一般的な留意事項

- (1) 消防同意は、消防機関が防火の専門家としての立場から、建築物の新築等の計画段階から、関係法令の防火に関する規定について審査するものであること。  
この場合、形式的に規定に適合させることだけでなく、規制目的に沿った合理的な指導を行うこと。
- (2) 消防同意においては、建築物の出火防止、火災が発生した場合の避難及び延焼拡大防止、消火活動等の総合的な防火対策について審査すること。
- (3) 建築計画は、建築物の機能、経済、意匠、安全等の要素を考慮して行われるものであるが、消防同意時における指導は、建築物の防火上の安全を基本として他の要素との調和がとれるよう行うこと。
- (4) 建築物の大規模化、多様化等に伴い、建築工法、建築材料等の技術開発が著しいことから、これらの実態に即した指導を行うこと。
- (5) 消防同意を行うにあたっては、建築物の用途、規模、構造等による災害危険の要因を考慮して総合的に指導すること。
- (6) 建築物の防災施設、設備等は、個々の目的だけでなく、有機的に相互に関連して活用できるよう指導すること。
- (7) 法令等で定める技術基準に係る事項以外であっても、防災上重要な事項については、積極的に関係者にその主旨を説明し理解を得て、消防目的に沿った具体的な指導を行うこと。
- (8) 消防同意に際し、当該同意の対象となる建築物について、危政令で規制する許可等及び条例で規制する各種届出等の対象となることが明確な場合には、関連する係の担当者との連絡・連携等に配慮すること。
- (9) 耐火性能検証法及び防火区画検証法（建基令第108条の3）並びに避難安全検証法（建基令第129条の2）により、防火区画や避難規定に関する規定の適用除外を行っているものにあつては、建築物の形態、使用用途等で異なることから、適用される係数及び計算式等が適合しているかを審査し、また、適用除外規定、その根拠及び前提条件等について記録をし、使用検査や査察時等に確認すること。
- (10) 型式適合認定及び型式部材等製造者認証により設計された建築物等については、建基法上の審査・検査の省略対象となる規定があることから留意すること。
- (11) 消防同意事務を行う際は、消防同意審査書及び打ち合わせ記録等を、行政手続法を踏まえ、第三者にも分かるように作成すること。
- (12) 消防同意は、法第7条第2項及び建基法第93条第2項に定める期間内に処理すること。  
なお、期間の算定にあたっては、同意を求められた当日は算入されず、消防同意の期間の終了日が土曜日、日曜日その他の閉庁日に当たる場合は、翌開庁日を終了日とすること。  
また、建築主事及び指定確認検査機関（以下「建築主事等」という。）に対する同意又は不同意の通知は、期間内に発信すること（発信主義）をもって足りるものであること。  
同意又は不同意の通知（確認申請書類一式を含む。以下「通知等」という。）について、信書便以外の宅配便の業者が通知等を受け取りに来た場合は、宅配業者に通知等を渡さないこと。

- この場合、建築主事等に同意又は不同意の旨を連絡した時点をもって、発信したものとする。
- (13) 建築主事等が補正を可能とする範囲に留意のうえ、補正できない違反事項等がある場合の処理は、次によること。
- ア 建築確認申請図書が不足している場合は、当該図書を受理しないこと。
  - イ 消防同意の審査期間中に建築確認申請図書に不整合な箇所が見つかった場合は、建築主事等にその旨を通知し、同意又は不同意の処理を行わずに当該図書を返却すること。
  - ウ 消防同意の審査期間中に建築確認申請図書に不明確な点が見つかった場合は、建築主事等にその旨を通知し、追加説明書の提出を求めること。  
なお、通知をした日から追加説明書が提出されるまでの期間は、消防同意期間から除くことができること。
  - エ 消防同意の審査期間中に建築確認申請図書に軽微な不備が見つかった場合は、建築主事等にその旨を通知し、審査を継続すること。
  - オ 指定確認検査機関からの消防同意を依頼するための確認申請書類等の送達、信書便以外の宅配便により送達された場合、これを理由に不受理としないこと。
- (14) 審査の結果、防火に関する規定に違反している場合は、不同意とすること。  
なお、従来みられた修正条件を付しての同意（以下「条件付同意」という。）を実施した場合、当該修正が建築主事等において対応できず、同意されなかったものと見なされることが考えられるため、今後は条件付同意を行わないこと。
- (15) 建築確認申請図書の補正ができないことから、建築確認申請者からの事前相談等の機会を積極的に活用する等、不備のない建築確認申請書をもって円滑に消防同意事務が実施されるよう留意すること。

## 2 その他

- (1) 法第7条に基づく消防同意の審査は次によること。
- ア 消防法関係については、すべての規定を審査の対象とすること。
  - イ その他の法令等における防火に関する規定については、関連部局と連携し、審査すること。
- (2) 旧建基法第38条を適用した建築物は、平成14年6月1日以降、一部の建築物にあっては、不適格建築物となることから、増築、改築、大規模な模様替え、用途変更の審査については、留意すること。